

4. 食肉市場の取引概要

取 引 業 者

生産者又は集荷業者が牛や豚を販売しようとするときは、卸売業者（株式会社三重県四日市畜産公社）に販売委託し、委託を受けた卸売業者は、と畜解体して枝肉とし、原則、冷と体としてせり売り又は入札により買受人に販売します。平成 2年 4月より新たな取引組みとして豚枝肉の予約相対取引を実施し、市場取引の活性化と安定化を目指しております。

食肉の流通経路

